

鹿屋市果樹産地づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の国産果樹需要の高まりを受け、本市の果樹振興を図るため、新規に果樹を植付けし、生産拡大に意欲的に取り組む生産者に対し、予算の範囲内において鹿屋市果樹産地づくり応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等規則(平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ本市で生産を営む農業者2戸以上で組織する団体であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業の種類、補助要件、補助対象経費、補助額及び上限額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の交付額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に鹿屋市果樹産地づくり応援事業実施計画書(別記様式。以下「事業実施計画書」という。)を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の事業実施計画書の作成に当たっては、関係機関、関係団体等と十分協議の上、作成するものとする。この場合において、国及び県の補助を伴う事業の事業実施計画書を作成するときは、当該国及び県の補助を伴う事業の要綱等に基づき作成するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助要件	補助対象経費	補助率等	上限額
果樹産地づくり応援事業	以下の要件を全て満たす者 (1) 本市に居住し、かつ本市で生産を営む2戸以上の農業者で組織する団体であること。 (2) 同一品目の新規果樹を10a以上新植すること。	同一品目の新規果樹を10a以上新植する際の種苗購入費及び肥料購入費	3分の1以内（ただし、国等の補助事業を活用する場合は、自己負担額の2分の1以内とする。）	1a当たり2万5,000円

別記様式（第4条関係）

鹿屋市果樹産地づくり応援事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業主体名 (戸)	事業内容	事業費 (円)	負担区分		備考
			市費 (円)	その他 (円)	
合 計					

3 添付資料

- (1)購入する種苗費及び肥料費が分かるもの
- (2)新植場所の分かるもの
- (3)その他市長が必要と認めるもの